

香川高等専門学校公開講座規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校学則第64条2項に規定する公開講座については、他に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 公開講座は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究の成果及び施設を広く社会に開放し、地域社会における文化の向上に資することを目的とする。

(種類)

第3条 公開講座の種類は、次のとおりとする。

- 一 一般公開講座
- 二 特別公開講座

(講師)

第4条 公開講座の講師は、本校の教員のうちから校長が委嘱する。ただし、必要がある場合は、学外の経験者を講師として委嘱することができる。

(修了)

第5条 公開講座において、所定の時間の3分の2以上を受講した者又は所定の単位を修得した者には、修了証書を授与する。

(講習料)

第6条 一般公開講座の講習料の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、特別公開講座（高度技術者養成研修）の額は、別に定める。

- 2 公開講座の講習料は、受講の申請を受理するときに徴収する。
- 3 既納の公開講座の講習料は、返還しない。

(事務)

第7条 公開講座に関する事務は、総務課研究協力係において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。